

公益財団法人神奈川県下水道公社

当財団は、平成 23 年 4 月 1 日付で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 44 条の規定に基づく公益財団法人へ移行しました。

平成 23 年 4 月 1 日から、新たな定款に基づき次の事業を行っています。

<公益目的事業>

- 1 流域下水道の処理施設の運転操作等維持管理業務に関する事業
神奈川県が設置した県内 4 箇所の下水处理場、市町公共下水道と下水处理場を結ぶ幹線管渠及びポンプ場施設等の維持管理を行うほか、下水道施設の一部を開放して行う「下水道ふれあいまつり」や下水道に関するパンフレット、広報紙の配布など、県民に下水道の役割などを理解していただくための広報活動を行います。
- 2 下水道の水質分析等の技術的業務に関する事業
相模川及び酒匂川流域に関連する市町の特定事業場の下水の水質分析を行い、関連市町の下水道事業の推進に協力すると共に下水处理場機能の保全及び公共用水域の水質保全に寄与します。
- 3 下水道知識の普及・啓発活動及び下水道の研修に関する事業
広く県民の皆様が下水道に関する知識の普及・啓発を図り、県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与するため、独自に自主事業として次の事業を行います。
 - ・下水道作品コンクールの実施
 - ・下水道教室の実施
 - ・市町が開催する環境イベントへの参画
 - ・下水道研修会の実施
- 4 汚水及び汚泥の処理方法についての調査及び研究に関する事業
下水道施設の改善策や効率的な運営などについて調査研究すると共に調査の結果、得られた研究成果を公表し、下水道技術の向上に寄与します。

※ 詳しくは、下水道公社ホームページをご覧ください。

URL <http://www.kanagawa-swf.or.jp>